

## 共通申請要領（業種追加）

### 1 提出対象者

建設工事及び測量・建設コンサルタント業務における、令和5・6年度入札参加資格審査申請を既に済ませている事業者の方で、追加を希望する建設工事／測量・建設コンサルタント業務がある方

### 2 提出書類一覧

(1) 令和6年度入札参加資格審査申請書（業種追加）（今治市指定様式）
(2) 提出書類確認整理票（今治市指定様式）
(3) 委任状（今治市指定様式）
(4) 受付通知返信用はがき等

### 3 提出書類

#### (1) 令和6年度入札参加資格審査申請書（業種追加）

##### ア 日付

本資格審査申請日を記入してください。

##### イ 申請者

###### (ア) 法人の場合

代表権を有する者の住所、商号又は名称、職名、氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。

※事実上の住所(建設工事の場合では建設業許可上の営業所所在地、物品調達、業務委託等では営業所所在地)を記載してください。事実上の住所と登記上が異なる場合はご注意ください。

※印鑑は、印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

※令和5・6年度入札参加資格審査申請書に押印したのと同じ印鑑を使用してください。

###### (イ) 個人の場合

郵便番号、住所、商号又は名称、「代表者」等の肩書、氏名、電話番号及びFAX番号を記入してください。

※事実上の住所(建設工事の場合では建設業許可上の営業所所在地、物品調達、業務委託等では営業所所在地)を記載してください。代表者個人の住所を記載しないようご注意ください。

※印鑑は、印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

※令和5・6年度入札参加資格審査申請書に押印したのと同じ印鑑を使用してください。

ウ 「追加申請の区分」（複数区分選択可）

申請する区分に“○”を記入してください。

エ 今治市と「取引の形態」

該当する形態にチェックしてください。

※[本社扱い]とは、本社で一切の取引を行うことです。

※[全部委任]とは、委任先で一切の取引を行うことです。

・別途、委任状が必要です。

※[一部委任]とは、委任先で一部の取引を行うことです。

・本社と支店・営業所等で申請区分又は取引の内容により役割分担をしている場合に該当します。

・別途、委任状が必要です。

「取引」とは

(1) 入札及び見積に関すること。

(2) 契約の締結に関すること。

(3) 代金の請求及び受領に関すること。

(4) 復代理人の選任に関すること。

(5) その他入札及び契約に関すること。

オ 本社の使用印鑑

取引する形態が、本社扱い又は一部委任の場合のみ、「今治市との取引に使用する本社の使用印鑑」を押印してください。

※令和5・6年度入札参加資格審査申請書に押印したのと同じ印鑑を使用してください。

※全部委任の場合、受任者の使用印鑑は押印しないでください。（別途、委任状に押印してください）

## (2) 提出書類確認整理票

ア 商号又は名称

本資格審査申請書に記入した商号又は名称を記入してください。

イ 担当者氏名

本資格審査申請の問合せに対応できる職員（申請書類作成者等）を記入してください。

ウ 担当者部署名及び担当者電話番号

上記「イ 担当者氏名」で記入した担当者の“部署名”及び“連絡先電話番号”を記入してください。

エ 申請区分

申請書に記載した申請区分に“○”を記入してください。

オ 共通(全ての申請者が提出する書類)

カ 建設工事(市内業者)（「建設工事(市内業者)」欄に“○”を記入した申請者

が提出する書類)

キ 建設工事(市外業者)〔建設工事(市外業者)〕欄に“○”を記入した申請者が提出する書類)

ク 測量・建設コンサルタント業務〔測量・建設コンサルタント業務〕欄に“○”を記入した申請者が提出する書類)

オ～クについて、申請書に添付した書類について、該当する書類の「申請者」欄に“○”を記入してください。

### (3) 委任状(今治市指定様式)

追加業種を現在委任していない本社以外で登録する場合(支店・営業所等へ入札及び契約に係る権限を委任して登録する場合は、代表権を有する者から代表権を有しない者(支店・営業所等の長)に入札及び契約に係る権限を委任する「委任状」(今治市指定様式)を提出してください。

原則、同一者への委任は認めません。

ア 日付

本資格審査申請日を記入してください。

イ 委任者

代表権を有する者の住所、商号又は名称、職名及び氏名を記入してください。  
なお、印鑑(実印)は、印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

ウ 受任者

入札及び契約に係る権限を受任する者(支店・営業所等の長)が所属する支店・営業所等の住所、商号又は名称、受任する者の職名及び氏名を記入してください。

エ 受任者使用印鑑

受任者使用印鑑は、受任された権限の取引に使用する印鑑です。

※印影が明確に分かるように押印してください。

オ 委任権限

委任状に記載されている委任権限の内、委任状により代表権を有する者から代表権を有しない者(支店・営業所等の長)に委任しない権限については、削除してください。

カ 委任期間

委任期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

※委任期間が異なることが明確な場合は、該当する委任期間へ修正してください。

### (4) 受付通知返信用はがき等

ア 様式

自社様式にて対応してください。

※希望する場合は返信用封筒又は必要な料金分の切手を貼り付けたはがき

等を同封してください。

イ 書類不備等通知

提出(添付)書類等の不備があった場合は、後日その旨を電話等で直接通知します。

ウ 受付(到着)と受領

窓口、郵送ではがき等の返信があっても、受付(到着)したことの通知であって、本申請を受領したことの通知ではありませんのでご了承ください。

本申請の受領は、全ての書類が調った後となります。

ただし、受付通知はがき等の返信後、電話等で不備書類の連絡がない場合は、受領されたものとして判断していただいて結構です。

このことについては、改めて受領連絡はいたしませんのでご了承ください。

#### 4 その他

##### (1) 申請欠格

次の各項目に該当する場合は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- ア 心身の故障により、申請しようとする建設工事、測量・コンサルタント業務、物品調達、業務委託・役務・修繕を適正に営むことができない者として、市長が認める者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 申請時に今治市に納付すべき市税の滞納がある者
- ウ 申請時に国に納付すべき消費税及び地方消費税に滞納がある者
- エ 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者
- オ 建設工事に関し、申請をしようとする建設工事の種類について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- カ 建設工事に関し、申請をしようとする建設工事の種類について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- キ 建設工事に関し、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険（加入義務のない者は除く））未加入者
- ク その他法令の規定により当該営業に必要な免許、登録等を受けていない者

##### (2) 留意事項

- ア 提出書類等に重大な不備がある場合は受理しない場合があります。
- イ 申請書類を提出された後、審査等の過程で追加書類等を提出していただく場合があります。
- ウ 入札参加資格の認定をした旨の通知はいたしません。市から入札参加資格の認定をしない旨の連絡がない限り、認定されたものをご理解ください。
- エ 入札参加資格の認定を受けた者については、その者の商号または名称、代表者名・役職及び所在地を公表（契約課での閲覧）いたします。また、市内業者

につき、建設工事の内、土木、建築、電気、管、水道の5業種については、格付等級も公表（今治市契約課ホームページ掲載及び契約課での閲覧）いたします。

オ 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届（今治市様式）に必要な書類を添付し、提出してください。

カ 契約課が発注する建設工事及び建設事業に直接関係する業務委託の入札は、全件を電子入札システムにて執行しています。電子入札システムへの利用登録が未登録の場合は、「えひめ電子入札共同システム用登録番号等交付申請書（今治市）」を提出し、登録に必要なID番号及びパスワードを取得（郵送により提出する場合は、返信用封筒が必要）するなど、必要なご準備をお願いします。